

(仮称) 和光市広沢複合施設プロジェクト
民間事業者等との「対話」実施要領

平成 29 年 7 月 7 日

1 目的

基本方針について、事業者の皆様のご意見を広くお聴きし、市の意図との間に解釈の相違が生じることをなくすために「対話」を実施します。

2 概要

(1) 対話の対象者

事業に参画の意向を有する法人または法人のグループとします。対話に参加した方に応募を義務付けるものではありませんので、少しでもご興味があれば、ぜひご参加ください。

(2) 対話の実施日

下記日程にて対話を実施します。

① 日時

【1日目】平成 29 年 7 月 26 日（水） 9 時～12 時、13 時～17 時

【2日目】平成 29 年 7 月 28 日（金） 9 時～12 時、13 時～17 時

- ▶ 1 社（グループ）あたり所要時間は概ね 30～50 分程度を予定しています。
- ▶ ご希望日時には可能な限り対応しますが、必ずしもご希望の通りとはならないことを予めご了承ください。
- ▶ 時間枠には限りがあります。同グループでの応募を予定している方は、可能な限りご一緒での参加をお願いいたします。

② 実施場所

和光市役所 5 階 504 会議室（和光市広沢 1－5）

③ 参加者

和光市企画部資産戦略課

④ 申込期限

平成 29 年 7 月 21 日（金） 17 時

⑤ 申込方法

別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、上記期限までにメール添付にてお申込みください。件名は「対話申込（事業者名）」としてください。受付終了後、実施日時と集合場所についてご連絡を差し上げます。

(3) 対話内容

「和光市広沢国有地等利活用基本方針」（平成29年4月公表）を踏まえ、対話では主に以下の論点についてご意見をお聴きしたいと考えていますが、論点を限定するわけではありません。

① 計画対象敷地に関する意見

- ・ シビックコアとしての利活用について
- ・ ゾーニング（敷地配置・空間利用等）について
- ・ 施設利用計画の柔軟性について
- ・ 民間活用について

② 上位計画との関連に対する意見

ア) 第四次和光市総合振興計画基本構想（改訂版）《平成28年3月策定》

- ・ 住宅市街地総合整備事業の推進について
- ・ 新たな保育ニーズへの対応について
- ・ 児童施設の維持管理

イ) 和光市都市計画マスタープラン（改訂版）《平成26年3月》

- ・ 複合住宅都市
- ・ シビックコアの景観形成・機能強化

ウ) 住宅市街地総合整備事業計画《平成27年9月改定》

- ・ 主な施設の整備に関する事項
- ・ その他の施設に関する事項

エ) 和光市子ども・子育て支援事業計画《平成27年3月》

- ・ 和光市における子ども・子育て支援の内容
- ・ 子ども子育て新システムデザイン

オ) 都市計画及びインフラの状況

③ これまでの経緯に対する意見

- ・ 総合児童センター及びプール棟の建替
- ・ 広沢保育クラブ及び和光市保健センターの複合化
- ・ 防災機能を付加
- ・ 全ての施設の一体的な再整備の検討

④ 導入施設の現状と課題

⑤ 導入施設の基本的な考え方

- ⑥ 施設設計、及び事業手法について
 - ・ 国有地の取得及び官民連携手法の導入検討
 - ・ 管理運営の考え方
 - ・ 既存施設への影響
 - ・ 事業スケジュール

(4) 対話の進め方

対話は事前申込制にて実施し、参加事業者のノウハウを保護するため個別に非公開で実施します。以下の流れに沿って進め、1社（グループ）あたりの所要時間は概ね30～50分程度です。

- ① 市担当者から対話要領の説明
- ② 参加者からの提案、意見

上記「対話内容」を参考にお話ください。資料の準備は不要ですが、必要と考えられる場合はご持参いただいても結構です。

3 留意事項

- ・ 対話のために特別な資料や図面等を作成していただく必要はありません。
- ・ 対話への参加実績が、応募の条件となることはありません。
- ・ 対話への参加実績は、事業者公募の評価対象とはなりません。
- ・ 参加申込書の「参加法人名の公表の可否」欄に「公表可」としていただいた場合、参加者リストを送付させていただきます。
- ・ 対話内容は、概要を取りまとめた上で後日公表します。公表前に公表資料の確認をお願いする予定です。
- ・ 事業者ノウハウ保護のため、該当事項については公表いたしません。公表資料確認の際、公表できない事項についてはその旨をお知らせください。
- ・ 対話内容は、今後公表する基本計画等の参考とさせていただきます。
- ・ 対話での発言は、市及び民間事業者ともに、現時点で想定しうるものとし、今後の事業進捗において拘束するものではありません。
- ・ 必要に応じ、追加の対話、文書での照会、アンケート等を実施することがあります。
- ・ 対話への参加に要する費用は参加者の負担とします。
- ・ 次に該当する方は、対話の対象者として認めません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当する者
 - ② 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する団体または団体に属する者

4 参考資料

- ・ 和光市広沢国有地等利活用基本方針（平成 29 年 4 月）
- ・ 和光市公共施設白書（平成 27 年 3 月）
- ・ 和光市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月）

5 申込先・お問い合わせ先

和光市 企画部 資産戦略課

〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1 - 5

電話：048-424-9081

F A X：048-464-8822

メールアドレス：b0100@city.wako.lg.jp